

ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針

第1 目 的

この指針は、ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関若しくはガソリン機関を設置している者及び新たに設置しようとする者に対し、これらの施設に係るばい煙の低減対策等を指導するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 指導対象施設

この指針の指導対象施設は、愛知県内の工場・事業場に既に設置されている施設及び新たに設置される施設であって次の各号に掲げる施設とする。

ただし、名古屋市内の工場・事業場に係る施設を除く。

- 1 昭和62年7月13日から平成7年3月31日までに設置された常用の施設であって別表1に掲げる施設（以下「既設指導対象施設」という。）
- 2 平成7年4月1日以降に設置される常用の施設であって別表2に掲げる施設（以下「新設指導対象施設」という。）

第3 指導内容

1 既設指導対象施設

(1) 窒素酸化物排出濃度

別表1に掲げる窒素酸化物排出濃度の指導目標値以下とすること。

なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること。

(2) 排出口の高さ

できる限り高くすること。

(3) 測定口の設置

ばい煙濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。

(4) 使用燃料

ガス、A重油等の良質燃料を極力使用すること。

(5) 稼働時間

排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。

稼働時期についても十分配慮すること。

2 新設指導対象施設

(1) 窒素酸化物排出濃度

別表2に掲げる指導目標値以下とすること。

なお、当該施設が指導目標値を満足できない場合は、他の施設により窒素酸化物の低減対策をとること。

(2) 排出口の高さ

排出口の高さは原則として有効煙突高を15メートル以上とすること。

(3) 測定口の設置

ばい煙濃度及び酸素濃度の測定が容易にできるよう測定口を設けること。

(4) 使用燃料

ガス、A重油等の良質燃料を極力使用すること。

(5) 燃料採取箇所の設置

液体燃料を使用するものにあつては、燃料の採取が容易にできるよう採取箇所を設けること。

(6) 稼働時間

排出量の低減を考慮し、稼働時間を極力短くすること。

稼働時期についても十分配慮すること。

附 則

この指針は、平成7年4月1日から施行する。

改正附則

- 1 この指針は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までに設置されるディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のディーゼル機関が一の事業所に2以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算1時間当たり50リットル以上となるものに限る。）については、この指針の規定は適用しない。

改正附則

- 1 この指針は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 既設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類	規 模	指導目標値 (単位 ppm)
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
ガスタービン	ガスを専焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
	液体燃料を燃焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	100
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	500
備考 重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。		

別表 2 新設指導対象施設及び指導目標値

施設の種類	規 模	指導目標値 (単位 ppm)
ディーゼル機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 200 リットル以上のもの	200
	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上 200 リットル未満のもの (重油換算 1 時間当たり 50 リットル未満のディーゼル機関が一の事業所に 2 以上設置され、それらの燃焼能力の合計が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上となるものを含む。)	400
ガスタービン	ガスを専焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	35
	液体燃料を燃焼させるものであって、燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のもの	50
ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200
ガソリン機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 35 リットル以上のもの	200
備考 重油以外の燃料の重油換算量は次の方法により算出したものとする。		
1 ディーゼル機関及びガスタービンにおける重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、液体燃料 10 リットル又は気体燃料 16 立方メートルがそれぞれ重油 10 リットルに相当するものとして算出する。		
2 ガス機関及びガソリン機関における重油以外の燃料を使用している場合の重油換算量は、気体燃料は次の換算式により算出し、液体燃料 10 リットルは重油 10 リットルに相当するものとして算出する。		
(換算式) 重油換算量 (L/h) = 換算係数 × 気体燃料の燃焼能力 (Nm ³ /h)		
換算係数 = 気体燃料の発熱量 (Kcal/Nm ³) ÷ 重油の発熱量 (Kcal/L)		
ただし、上式の気体燃料の発熱量は総発熱量を用いることとし、重油の発熱量は、9600Kcal/L とする。		
3 この表の指導目標値は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。		
$C = C_s \cdot (21 - 0_n) / (21 - 0_s)$		
C : 窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)		
0 _n : ディーゼル機関にあつては 13		
ガスタービンにあつては 16		
ガス機関及びガソリン機関にあつては 0		
0 _s : 排ガス中の酸素濃度 (単位%)		
C _s : 日本産業規格 K0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)		